

環境省による都道府県市における取組のヒアリング結果概要

1. ヒアリング調査を行った自治体 (平成 28 年 10 月 7 日～平成 29 年 2 月 2 日)

事業者向け説明会等の機会を活用して、これまで以下 30 県市に対して、取組状況のヒアリングを行った。(平成 29 年 2 月 2 日時点)

鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、倉敷市、広島県、広島市、呉市、福山市、山口県、下関市、徳島県、香川県、高松市、高知県、高知市、福岡県、福岡市、久留米市、長崎県、長崎市、佐世保市、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市

2. ヒアリング内容

- ・掘り起こし調査の実施状況
- ・JESCO 未登録事業者等への指導状況
- ・期限内処理の周知・広報の実施状況
- ・その他

3. ヒアリング結果

(1) 概要

① 掘り起こし調査の実施状況

ア 自ら保管する PCB 廃棄物の掘り起こし

30 県市すべてにおいて通知等を行っており、うち 5 県市では、併せて説明会も行っている。また、20 県市では、担当部署への報告を求める調査を行っている。

イ 管内の掘り起こし調査

30 県市すべてにおいてアンケート調査を実施済みであり、回答のあった事業者へのフォローアップを行っている。うち 15 県市では、未回答事業者への調査票再送付や電話調査等を行っている。また、14 県市では、未達事業者に対し所在確認や現地調査等を行っている。

ウ 進捗管理

12 県市では、今後調査完了に向けて明確な期日を定めて進捗管理を行っている。

② JESCO 未登録事業者等への指導状況

30 県市中 28 県市において、現地調査及び立入検査による働きかけを行っている。うち、15 県市では、JESCO と合同で行っている。

また、30 県市中 29 県市において、進捗管理等のための JESCO との会合

を行っている。頻度は、5 県市において、月 1 回、2 県市において、2 ヶ月に 1 回、6 県市において、年 3～4 回、1 県において、年 1 回行っており、16 県市においては、頻度不明である。

(2) 優良事例等

① 掘り起こし調査の実施状況

ア 自ら保管する PCB 廃棄物の掘り起こし

- ・庁内での説明会は処理に向けた予算要求を行うスケジュールも勘案して実施。(鳥取県)
- ・庁内全部署に所管する施設の有無、設置年度、電気工作物等の有無などについて報告を求め、保有又は保管する機器の PCB 含有の有無について委託業務により検査を行った。(呉市)
- ・庁内の掘り起こし調査の依頼には担当局長名の文書にて依頼を行い、結果報告は所属長印を押印した文書を局長名にて提出するよう依頼している。(福岡市)

イ 管内の掘り起こし調査

- ・掘り起こしアンケート調査票に電気主任技術者名、電気工作物の製造年を記入する欄を設けることで、回答内容の整合性の確認ができるようにして精度を上げている。(香川県)
- ・フォローアップで未回答事業者へアンケート調査を再送するとき、事前に対象者(2,000 件)に電話をした。(香川県)
- ・未達事業者には来年度非常勤職員を雇用(要求中)し、土地の登記情報による確認や現地調査を行う予定。(鳥取県)
- ・未回答事業者に対するフォローアップをコールセンターの設置(委託)により行っている。(鳥取県、岡山県、岡山市)
- ・未回答、未達事業者について、タウンページから情報を入手し所在確認を行う。(岡山県、宮崎県、宮崎市)
- ・未回答、未達事業者について、調査前に 53 年時点のゼンリン地図に掲載されていない建物は高濃度 PCB 廃棄物等を所有している可能性は低いと考える等、調査の重点化を図っている。(広島市)
- ・使用中の事業者へ立入を行う際は、状況に応じて電気保安法人に同行をお願いすることがある。(倉敷市)
- ・平成 29 年度から PCB 専門の嘱託員を 2 名雇用し、掘り起こし調査の対応を行う。(呉市)
- ・平成 29 年度の事業計画で、電気工事関係事業者と連携した掘り起こしや掘り起こし調査に係るヘルプデスクを設置する予定。(山口県)

- ・安定器について、昭和 52 年 3 月以前の建物を固定資産台帳から特定し、説明会を開催して調査を行っている。(福岡市)
 - ・新たに判明した PCB 含有電気工作物の有無について産業保安監督部に電話で確認を行っている。(久留米市)
 - ・電気絶縁物処理協会の情報を基に掘り起こしを行っている(又は行う予定)。(香川県、長崎市、佐世保市)
- ② JESCO 未登録事業者等への指導状況
- ・届出事業者はすべての事業者に対して、メール電話だけでなく、必ず一度対面で確認することにし、そこで得た情報を JESCO に提供、登録様式に事前に記入してもらうことにして、事業者の負担を軽減している。(香川県)
 - ・県が主催する事業者向けの研修に JESCO が講師として参加、その場で未登録事業者への登録手続き等を行っている。(島根県、広島県)
 - ・未登録事業者には、JESCO から連絡があることについて事前に了解を得た上で JESCO から連絡してもらっている。(島根県、那覇市)
- ③ 期限内処理の周知・広報の実施状況
- ・電気主任技術者向けの研修会等において、担当者が講師として説明している。(岡山県、広島県、山口県)
 - ・早期処理関係者連絡会とは別に産業保安監督部、電気保安協会とで連絡会議を開催し、その連絡会において連名でチラシを作成している。(福岡県)
 - ・知事会で期限内処理の協力を依頼した。(福岡県)
 - ・高濃度 PCB 廃棄物の処理スケジュール等を記載した啓発チラシを作成し、立入検査時等に活用している。(宮崎県)
 - ・市内全事業所にダイレクトメールを発送予定である。(宮崎市)
 - ・コンビニエンスストアにて作成したポスターを掲示した。(沖縄県)
- ④ その他
- ・微量 PCB 含有電気機器の処理に対する補助を行っている。(鳥取県)

4. 課題

- ・安定器の掘り起こしの方法
- ・(財)電機絶縁物処理協会からの PCB データの住所情報更新の困難さ
- ・法改正により使用中の電気工作物については、PCB 特措法の届出から明示的に除外されたことによる指導の難しさ
- ・一部の電気主任技術者における PCB に対する認識不足
- ・固定資産台帳における納税通知書の通知先の入手困難さ
- ・県レベルにおける管轄市町村からの固定資産台帳の入手の困難さ

- ・メーカーに銘板情報を問合せても不明との回答
- ・離島にある PCB 廃棄物の収集運搬費と収集運搬の安全性の確保
- ・事業者からメーカーの製造者責任において回収すべきとの意見に対する説明の難しさ